

# 葛巻町農業委員会 第2回総会議事録

1 日 時 令和3年8月27日(火) 午後3時15分から午後4時00分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

4 出席委員

① 深 澤 進                    ② 門 場 政 一                    ③ 藤 森 康 隆

④ 上 家 照 男                    ⑤ 川 崎 美由起                    ⑥ 久 保 淳

⑦ 落 宰 勝                    ⑧ 星 野 順 子                    ⑨ 外 平 静 子

5 欠席委員

6 議事録署名委員

② 門 場 政 一                    ⑤ 川 崎 美由起

7 書記(農業委員会事務局)

松 浦 利 明 (事務局長)      松 尾 さゆり (主 幹)

事務局長  ただいまから、葛巻町農業委員会第2回総会を進めさせていただきます。  
はじめに、深澤会長からあいさつを頂戴した後、引き続き総会の議事を進めていた  
だきたいと思います。  
それでは会長、よろしく願いいたします。

会 長  【あいさつ】  
皆さんお忙しい中、ご苦労様です。  
本日が全員そろっての第1回目の総会となります。よろしく願いします。

議 長  【開 会】  
それでは、総会に入ります。  
ただ今から、葛巻町農業委員会第2回総会を開会いたします。  
本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。  
本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

議 長  《日程第1》  
日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。  
議事録署名委員は、2番門場会長職務代理者、5番川崎委員のお二人を指名いたします。  
また、会議書記は、事務局職員の松浦事務局長と松尾主幹を指名いたします。

議 長  《日程第2》  
次に、日程第2「会期の決定」を行います。  
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議 長  【「異議なし」の声】  
異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議 長  《日程第3》  
次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議 長  【主幹 挙手】  
松尾主幹。  
主 幹  はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
7月26日(月)	なたねの収穫作業(遊休農地解消対策事業) (田代・野中・小田圃場)	全員
7月30日(金)	決算審査 (役場 第4会議室)	松浦事務局長 松尾主幹
8月11日(水)	令和3年度農業者年金加入推進特別研修会 (盛岡市 岩手県教育会館)	門場職務代理者
8月17日(火)	第65回常設審議委員会 (盛岡市 エスポワール)	松尾主幹
8月20日(金)	葛巻町農業委員辞令交付式 (役場 第4会議室)	農業委員9名 松浦事務局長





なお、工事は1カ所1週間程度と見られ、全8カ所を11月末までには完了する予定であります。

なお、地区担当の外山推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を7番 落宰委員にお願いします。

**【7番 落宰委員 挙手】**

議長 落宰委員。

7番 今回の立替えでは、10基の風車が建設予定で、そのうち8基について、一時転用の申請があったものです。一時転用の申請内容は、地質調査のためのボーリングとボーリング地点までの取り付け道路です。

1番の土地には、1号機から3号機まで3基の風車が建設予定です。

1号機の取付け道路の一部が牧草地として利用されておりましたが、それ以外の部分は、農地として利用されておりませんでした。

2番の土地には、5号機、7号機、8号機、9号機、10号機の5基が建設予定です。

いずれも、●●●●●●の育成牛の放牧場として利用されておりました。

今回の申請のあった土地については、いずれも一時転用しても、土地利用上の影響はないものと思われました。

よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。

よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

**《日程第6》**

議長 次に日程第6「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

**【主幹 挙手】**

議 長 松尾主幹。  
主 幹 議案書は47ページをご覧ください。  
●●県●●町の●●●●さんが太陽光発電設備設置のため、●●第●地割字●●地区の農地2筆を令和2年6月12日に永久転用許可を受けたものです。  
49ページをご覧ください。  
計画変更申請書にも記載のとおり、工事の請負業者が資材の誤発注や手続き関係の連携不足により、未だ資材等の調達ができないことから、令和3年9月30日まで完了予定年月日の延長をしたいというものです。  
48ページをご覧ください。  
それぞれ、意見書に記載のとおり、工期を延長することで、従来の目的が達成されることから、事業計画の変更申請については、やむを得ないものと思われます。  
なお、地区担当の推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。  
以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を7番 落宰委員に  
願います。

議 長 落宰委員。  
7 番 現地確認結果を報告します。  
申請のあった土地は、太陽光発電設備の架台が設置されておりましたが、太陽光パネルは取り付けられておりませんでした。  
よって、転用期間の延長による事業計画の変更については、やむを得ないものと判断いたしました。  
以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】  
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】  
異議なしと認め、採決に移ります。  
議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】  
挙手全員です。  
よって議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は原案のとおり、許可相当として県知事に意見を提出いたします。

議 長 《日程第7》  
次に日程第7「議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。  
事務局より議案の説明を求めます。

**【主幹 挙手】**  
 議 長 松尾主幹。  
 主 幹 議案書は51ページをご覧ください。  
 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の「利用権貸借」について、  
 ご説明いたします。  
 今回の利用権貸借の案件は3件です。  
 1件目は、●●市の●●●●さん所有の●●字●●の畑1筆1,862㎡を、同地区の●  
 ●●●●さんと賃貸借するものです。  
 2件目は、●●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割字●の畑1筆5,986㎡  
 のうち5,000㎡を、同地区の●●●●●さんと賃貸借するものです。  
 3件目は、●●地区の●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の畑1筆3,555㎡  
 を、●●地区の●●●●●さんと賃貸借するものです。  
 ここまで、すべて再設定の案件となります。  
 利用目的、賃借料等はお目通しください。  
 以上になります。  
 議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。  
**【「なし」の声】**  
 議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
**【「異議なし」の声】**  
 議 長 異議なしと認め、採決に移ります。  
 議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定につい  
 て」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
**【挙手全員】**  
 議 長 挙手全員です。  
 よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定に  
 ついて」は原案のとおり決定いたします。  
  
**《日程第 8》**  
 議 長 次に日程第8「議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画  
 の決定について」を議題に供します。  
 事務局より議案の説明を求めます。  
**【主幹 挙手】**  
 議 長 松尾主幹。  
 主 幹 議案書は、52ページをご覧ください。  
 以前もご説明したとおり本年度より、農地中間管理機構を通じた農業経営基盤強化  
 促進法に基づく農用地利用集積については、「一括方式」となり、手続きが簡素化さ  
 れております。  
 議案第5号の一括方式の案件は2件です。  
 1件目は、●●地区の●●●●●さん所有の田3筆畑2筆計5筆3,635㎡を、農地中  
 間管理機構である岩手県農業公社を通して、同地区の●●●●●さんと賃貸借するもの  
 です。  
 2件目は、●●市の●●●●●さん所有の田2筆2,060㎡を、農地中間管理機構であ



る岩手県農業公社を通して、同地区の●●●●さんと賃貸借するものです。  
いずれも新規の案件となります。  
利用目的、賃借料等はお目通しください。  
以上になります。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第9》

議 長 次に日程第9「議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

この案件は、座席番号3番の藤森委員が利用権を受ける当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

【3番 藤森委員 退席】

議 長 事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。

主 幹 議案書は、53ページをご覧ください。

一括方式の案件、1件となります。

●●地区の●●●さん所有の畑5筆46,490㎡を、農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して、●●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

いずれも新規の案件となります。

利用目的、賃借料等はお目通しください。

以上になります。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

他にございませんか。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【**挙手全員**】  
挙手全員です。  
よって議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。藤森委員は入室してください。

【**3番 藤森委員 入室**】

議 長 《**日程第10**》  
次に、日程第10「報告第1号 農地法第3条第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。  
事務局より報告事項の説明を求めます。

議 長 【**主幹 挙手**】  
松尾主幹。  
議案書は54ページをご覧ください。  
農地法第3条の3第1項の規定による届出書を1件受理しましたので、ご報告いたします。  
相続登記が完了したことにより取得したものです。  
地目、面積等は記載のとおりです。  
なお、受理通知書につきましては、8月24日に送らせていただいております。  
以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を7番 落宰委員に  
お願いします。

議 長 【**7番 落宰委員 挙手**】  
落宰委員。  
現地確認結果を報告します。  
この案件は、相続による所有権の移転の報告であります。  
1番の土地は、●●地区の●●●●と●●●●が合流する付近の農地4筆であります。  
県道付近の農地2筆は、家庭菜園として利用されておりました。  
●●●●を300メートルほどさかのぼった付近の農地2筆は、耕作されておりました。  
以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【**「なし」の声**】  
ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

議 長 《**日程第11**》  
次に日程第11「その他」ですが、ここで「第1回農地小委員会」を開催するため、  
暫時休憩します。

【**休憩 午後15時45分**】

【**再開 午後15時55分**】

- 議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
- 先ほど開催された農地小委員会の結果について、農地小委員長の報告を求めます。
- 【農地小委員会の結果報告】**
- 農地小委員長 先ほどの、第1回の農地小委員会で、農地小委員長に選任いただきました吉ヶ沢地区の芳田でございます。
- 3年間、どうぞよろしく願いいたします。
- それでは、農地小委員会の結果を報告いたします。
- まず、「農地小委員長及び農地小委員長代理の互選」については、冒頭にご挨拶申し上げますとおり小委員長は私 芳田、小委員長代理には木戸場推進委員が選任されました。
- 次に、「担当区域の区割」については、中部A地区の下道推進委員は新町から浦子内、同地区の柳岡推進委員は茶屋場と四日市と江刈川、中部B地区の酒多推進委員は平船と田代から下町、江刈A地区の市村推進委員は江刈馬淵から車門、同地区の辰柳推進委員は山岸から泉田、江刈B地区の木戸場推進委員は小苗代と中村、同地区の中崎推進委員は寺田から野中、西部地区の私 芳田は吉ヶ沢と土谷川、同地区の外山推進委員は元木と小屋瀬と上外川、北部地区の遠藤推進委員は垂柳と小田と星野、端坂推進委員は冬部から田野となりました。
- 以上、報告いたします。
- 議長 以上で報告が終わりました。ただ今の報告について、ご質問、ご意見等がございましたら、どうぞ。
- 【「なし」の声】**
- 議長 ないようですので、以上で「農地小委員会の結果報告」を終了いたします。
- 次に、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。
- 【「なし」の声】**
- 議長 次に、事務局から何かあれば、お願いします。
- 【「特にありません」の声】**
- 議長 ないようですので、「その他」を終了します。
- 以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和3年9月17日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_